

平成28年4月
スタート

障害者差別解消法

障害のある人もない人も、みんなが安心して暮らせるまちへ



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

この法律は、障害を理由とする差別を無くし、障害のある人もない人も分け隔てなくお互いの人格と個性を尊重し合いながらともに暮らす社会をつくることを目的としています。

問 障害福祉課 代表



4/1(金)から市役所本庁舎に手話通訳者を配置します
配置日 月曜～金曜日
※祝日を除く
時間 9:00～17:00
※12:00～13:00を除く

障害を理由とした差別には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」があります

不当な差別的取り扱い

正当な理由がなく、障害を理由に拒否したり、他の人にはない条件をつけることをいいます。行政機関・民間事業所が行うことは禁止されました。



例えば、車いすを理由に入店を拒否することは不当な差別的取り扱いに当たります。

合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意志の表明があったのに「社会的障壁」を取り除くため必要かつ合理的な配慮をしないことをいいます。合理的配慮の提供は行政機関は義務、民間事業所は努力義務となりました。

例えば、聴覚障害のある人が筆談などによる商品の説明を求めたが拒否され商品の購入ができないことは合理的配慮の不提供に当たります。



社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活をおくる上で障壁となるものです。利用しにくい施設や設備などの社会における事物、利用しにくい制度、障害のある人の存在を意識していない慣習や文化、障害のある人への偏見のことをいいます。

障害を理由とする差別に関わる相談は

障害福祉課 代表 ☎583-0294 ✉syogaif@city.hino.lg.jp

